

# 農業委員会だより

DAISEN City Agricultural Committee Public Relations

2015.4.1 No8



**冬の寒い中、ビニールハウスではダリアの花が満開となりました!**



冬一番人気「ラララ」

大仙市管内では、地域のブランド力を生かしたダリアの栽培が注目されています。

南外地域でもダリア栽培に取り組んでいる農家があります。露地とビニールハウス2棟による栽培です。ビニールハウスでは、冬期間でも2月頃まで出荷が可能とのことです。

当該ハウスでは、度々各地域の栽培農家や若手農業者が集まり、栽培技術の向上を図るための情報交換や技術講習が行われています。

# 農地パトロール（利用状況調査）の報告

大仙市農業委員会では、今年も管内の農地を対象に旧市町村単位で、昨年10月上旬から11月下旬にかけて農地パトロール（利用状況調査）を実施しました。

調査は、各地域の農業委員に事務局職員が同行し、前年度の調査で耕作放棄地、遊休農地と判断された農地や転用許可関連農地などを重点的に、管内全域を対象に調査しました。

調査の結果、全体で36.3haが遊休農地として確認され、昨年度より約1.4ha減少しました。発生場所等の分布は、やはり地理的に耕作の不便な中山間地域で広範囲に見られました。これは、農家の高齢化や後継者不在等によるもののほか、所有者が分からない、一度荒らした農地は借受け者が見つからない、といった問題があります。

農地を遊休農地化させた場合、周辺の農地や環境に対し悪影響を与え、大変な迷惑となります。これらの集計結果と諸問題は、今後所有者の意向を確認し関係機関と連携を図りながら解消策を講じていく必要があります。

農家のみなさんには、農地を遊休農地化させないよう日頃より適切な管理をお願いします。

## 【ご注意】

農業者年金の経営移譲年金等受給者や贈与税等の納税猶予などを受けている方は、農地の権利移動した対象農地を遊休農地化した場合、年金の支給や納税猶予等を受けることができなくなる場合があります。



大曲地域



神岡地域



神岡地域での検討会

## 農地の権利を取得する際の下限面積について

大仙市農業委員会では、農地の権利（買受、受贈、借受）を取得する際の下限面積について、**平成27年4月1日から管内全域を10aとしました。**農地の権利取得が10aから可能となりましたのでお知らせいたします。

### ◎農地のことは、地域の農業委員にご相談ください！

地域	氏名	地域	氏名	地域	氏名	地域	氏名
大曲	松本 久明	神岡	石山 礼蔵	中仙	高橋 章夫	南外	佐々木 茂治
大曲	渡邊 敏雄	神岡	渡部 忠行	中仙	伊藤 俊雄	南外	伊藤 又工門
大曲	河越 昭夫	神岡	黒川 雄一	中仙	佐藤 誠悦	仙北	小松 伸一
大曲	石橋 まゆみ	神岡	齊藤 亘	中仙	細谷 精悦	仙北	高橋 鶴松
大曲	小松 憲司	西仙北	菅原 廣太郎	協和	鈴木 正雄	仙北	小松 強
大曲	井上 時雄	西仙北	佐々木 慧	協和	加藤 孝悦	仙北	齋藤 久人
大曲	三浦 功	西仙北	田口 繁	協和	加藤 末道	太田	高橋 剛
大曲	小松 玄佐夫	西仙北	佐々木 忠永	協和	茂木 靖雄	太田	長澤 信徳
大曲	佐藤 昇	中仙	田村 誠市	協和	加藤 久孝	太田	泉 芳博
大曲	伊藤 隆康	中仙	岩田 長市	南外	佐藤 吉男	太田	小松 一男
大曲	高橋 勝範	中仙	信田 浩則	南外	伊藤 正照	(平成26年7月31日～) (敬称略・順不同)	
大曲	判田 勝補	中仙	鈴木 清敏	南外	今野 純子		



## 農地台帳の公表について

農地法の改正により、平成27年4月1日から農地台帳についてインターネットや窓口で公表できるようになりました。公表できる事項は次のとおりです。窓口での閲覧及び要約書の交付は無料です。

事 項	公 表	
	インターネット・ 窓口での要約書交付	窓口での書面の閲覧
(1) 農地集積・集約化を進めるため、広く公表する必要がある事項		
農地の所在、地番、地目及び面積	○	○
賃借権等の種類・存続期間	○	○
耕作者ごとの整理番号	○	○
遊休農地の措置の実施状況	○	○
農振法・都市計画法等の区域区分	○	○
機構が借りている農地かどうか	○	○
(2) 広く公表する必要はないものの、農地集積・集約化を進めるため、人・農地プランの話合いの場合 で必要な事項		
所有者の氏名・名称	×	○
賃借人等の氏名・名称	×	○
耕作者の氏名・名称	×	○

※インターネットでは「全国農地ナビ」で検索してください。

## 農業経営者の皆さまへ「農の雇用事業」参加者募集中!

全国農業会議所では、農業法人等が就業希望者を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修等に対して助成する「農の雇用事業」(平成27年度第2回)の参加者を募集しています。

また、農業法人等が新たな農業法人の設立による独立を目指す者を雇用して実施する研修に対して助成する「法人独立支援タイプ」の募集もあわせて実施しています。

事業の実施を希望される農業法人等の方は、平成27年4月15日(必着。受付は土日祝日を除きます。)までに各都道府県農業会議に必要な申請書類を提出してください。

※基本的な事業要件等に変更はありませんが、平成26年度までとは、研修計画の提出方法や助成金の支払い方法等が異なります。詳しくは、募集要領 (<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/nounokoyou/original/>) をご確認ください。

### 助成内容

#### 【助成額】研修生1人あたり年間最大120万円

##### 〈内訳〉①新規就業者に対する研修費 — 月額最大97,000円

助成額の上限は、9万7千円または研修生に支払った賃金月額のいずれか低い金額となります。  
(法人独立支援タイプでの3年目以降の助成額は月額最大4万8千円)

##### ②指導者研修費 ————— 年間最大36,000円

指導者自らが人材育成手法や労務管理等を習得するための研修に要する費用です。  
(法人独立支援タイプでの3年目以降の助成額は年間最大2万4千円)

※平成27年6月～7月に限り、月額上限を設けず、2ヵ月助成額の上限が329,000円となります(ただし、法人独立支援タイプは除く)。

#### 【助成期間】最長24ヵ月(法人独立支援タイプは最長48ヵ月)

#### ◆事業に関する問い合わせ先

秋田県農業会議へ

詳しくはインターネット URL <http://www.nca.or.jp/Be-farmer/nounokoyou/original/> 農の雇用 で検索!

## 管内農業者等のご紹介

## おいしい漬物作りを目指して！

私たち南外加工部は、現在13名の部員で野菜の栽培管理から漬物加工まで、一連の業務を行っています。いつも笑顔と笑い声がきこえてくる楽しい部員たちです。

主に漬け込んでいるのがふかしなす漬けといぶり大根です。ふかしなす漬けの原料となるなすは、大仙丸なすという品種で、作業は苗作りから始まります。各部員には、



いぶり大根の加工作業

移植時に植える分の苗を配り、それぞれに管理をお願いします。

収穫は、重さを80g〜100g以下で統一し、大きさを揃えます。一樽には、原料なすを8kg使用し、8月の盆頃から漬け込みを始めます。

漬け込みの際は、事前に麴と二番米を蒸して、塩をナイロン袋に入れて混ぜたものを準備します。なすは、洗った後ミョウバンを混ぜ、少し休ませてから樽をもう一つ用意し、漬け込みを始めます。一番下に最初に混ぜ置いた具を入れて、なす、具、南蛮と交互に入れます。最後に具を多めに入れ、上に重石を乗せて漬けあがりを待ちます。私たちは、予冷库を活用し、11月頃から販売を始めます。いぶり大根作りは、部員が共同で、畝造り、種播き、生育管理などの作業を行います。作付した大

根は、大きくなるのを待つて収穫、燻煙でいぶして漬け込み、30日から40日位で販売となります。

また、花ずしの漬け込みは、基本的にふかしなすと同様ですが、材料となる菊の花が咲いた時に行います。具体的には、笹の葉の上に輪切りにしたなすを一つ一つ並べ、菊の花、カットした南蛮に砂糖を入れて交互に重ねて漬け込みます。

このように漬物は、ほとんどが手作業で、たくさんの方の労力、時間がかかります。常においしい漬物ができていることに気を配りながらの作業となります。

また、できあがった漬物の販路の確保や拡大も重要な課題です。消費者のみなさまの口コミや農業関係団体等からのPRは、非常に効果的です。

毎年11月頃に開催される地域のイベント「東京南外会」では、漬物、おやき、山菜などの販売やPR活動を行っています。参加者には、とてもなつかしいと喜ばれ、後でまた注文をいただいたりします。

今後も南外加工部では、部員とともに勉強しながらみなさんの味に応えるよう常に努力してまいりますので、関係機関のみなさまのご支援ご協力をよろしく願います。

南外加工部 部会長

広報委員 今野純子  
(南外地域)

おいしく漬けあがった  
いぶり大根ですなすの花ずし (右)  
なすのふかし漬け (左)





農地に息子夫婦が住宅を建てる場合、どのような手続きが必要でしょうか。

**Q** 私は、中仙地域の農家です。息子は現在、妻と子の三人で大曲地域のアパートに住んでいます。将来的には農業を継いでもらいたいと考えています。

自宅（中仙）付近に住宅を建築させたいのですが、宅地が狭く近くには農地しかありません。宅地に転用する手続きと注意点について教えてください。

**A** 先ずは、当該農地が農振法の農用地区域から除外されている農地か、農林振興課及び各支所農林建設課で確認が必要です。除外されている農地であれば、農地法第5条（所有者本人以外の人）が農地以外の目的で使用する場合の許可申請）の転用許可申請をすることが出来ます。（農業委員会受付）

許可の基準は、大きく分けて二つになります。

①「立地基準」↓農地が優良農地でないこと。

②「一般基準」↓確実に転用されること。周辺の営農条件に悪影響を与えないこと。

この基準には、更に詳細な条件があります。それをクリアした農地でなければ受付できない場合がありますので早めにご相談ください。

また、申請する際は、添付書類も、土地全部事項証明書、公図等多くの書類が必要です。

※農振法の農用地区域から除外されていなければ、農地法の転用許可を受けることができませんので除外の手続きが必要となります。

詳しくは、お近くの農業委員又は、農業委員会事務局及び各分室にご相談ください。



## 全国農業新聞購読料改定のお願い

今年（平成27年）4月から、現在の月額600円が700円（税込み）に改定されます。

本紙は21年間、業務の効率化を通じ諸経費の削減と紙面の充実に取り組んできました。読者の皆様には、農業・農村・農家を取り巻く厳しい環境の下、事情をご賢察いただき、農家の情報紙として引き続きご愛読いただきますようお願い申し上げます。（全国農業会議所）

### 全国農業新聞

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

経営とくらしに役立つ  
情報をお届けします！  
農家のための情報誌

『全国農業新聞』

- ◆発行日 週一回（金曜日）
- ◆発行元 全国農業会議所
- ◆購読料 月700円
- ◆送料 税込み

○お申込みは、  
農業委員会事務局  
及び各分室まで

## 農業者年金に加入しましょう

**農業者年金は老後生活をがっちりサポートします！**

農業者年金は、農業者の「老後生活の安心と安定」を図るために創設された制度です。農業者年金加入で老後の備えをより充実させませんか。

**農業者だけが加入できる、多くのメリットがあります!!**

○少子・高齢化時代に強い積立方式の年金です！

○支払う保険料は全額保険料控除！

○終身年金で80歳までの保障付です！

○手厚い政策支援で保険料の国庫助成があります！

※詳しくは農業委員会事務局及び各分室へお問い合わせください。

## 平成27年度 大仙市農作業標準賃金・料金表

大仙市農業委員会では、平成27年度の農作業標準賃金及び料金表について、次のとおり定めました。  
この表は、標準額ですので圃場状態や作業の難易度により当事者間で協議の上、決定する目安としてご利用ください。(消費税込み金額は、8%の消費税が加算されています。)

区 分			単 位	消費税抜き 金額(円)	消費税込み 金額(円)	備 考	
トラクター	耕 起	整 理 田	10a	5,143	5,554	・細粒耕起作業の場合は別途協議 願います。	
		未整理田		5,620	6,069		
		畑		5,620	6,069		
	代 か き	整 理 田	10a	5,524	5,965		
		未整理田		5,810	6,274		
	田 植 機	田 植	整 理 田	10a	4,858		5,246
未整理田			5,429		5,863		
側条田植機		整 理 田	10a	5,524	5,965		
		未整理田		6,096	6,583		
苗 代 育 苗	緑 化 苗	1箱	486	524	・農薬代は別とします。		
	硬 化 苗		629	679			
苗 運 搬			1箱	29	31		
畦 畔 つ き			片面1m	31	33		
コンバイン	刈 取	整 理 田	10a	14,381	15,531	・すみ刈りは含みません。	
		未整理田		15,334	16,560		
	一 貫 作 業	整 理 田	10a	25,524	27,565	・一貫作業は刈取から調整までとし ます。	
		未整理田		27,429	29,623		
籾 運 搬			10a	1,429	1,543		
籾 乾 燥			60kg	924	997		
籾摺り・調 整				429	463		
精 米				572	617		
オペレーター			1時間	1,239	1,338		
地 上 防 除			10a(1回)	953	1,029	・農薬代は別途料金とします。	
一 般 作 業			1日	6,500円		・作業時間は8時間とし賄いはなし とします。	

※整理田とは、概ね30a以上に区画された圃場をいいます。


### 農業委員会へのお問い合わせは

事務局(神岡支所内) … 0187-72-4611(直)  
 大曲分室 …………… 0187-63-1111(代)  
 西仙北分室 …………… 0187-75-2966(直)  
 中仙分室 …………… 0187-56-2325(直)  
 協和分室 …………… 018-892-3694(直)  
 南外分室 …………… 0187-74-3001(直)  
 仙北分室 …………… 0187-63-3003(代)  
 太田分室 …………… 0187-88-1115(直)

申請内容	締切日	許可書交付日
農地の権利移動の許可(農地法第3条)	毎月20日	総会終了後 1週間以内
農地転用の許可(農地法第4条・第5条)		翌月30日前後
農用地利用集積計画に関する申請		告示日(毎月10日以降)後 1週間以内
買受適格証明申請		総会終了後 1~2日後

各種申請書の提出締切日と許可書の交付日は基本的に左記のとおりです。

**許可申請の締切日等**



## 大仙市農業委員会農地賃借料情報

地域における賃借料の目安となる実勢の農地賃借料情報を次のとおり提供します。

大仙市農業委員会管内における平成26年1月から12月までに農地法及び農業経営基盤強化法により締結（公告）された賃貸借における賃借料水準は、次のとおりです。

圃場の面積、形状、収量、日照、水利等の条件を勘案し、貸し手、借り手の当事者間で協議の上、賃借料を決定する目安としてご活用ください。

※この情報は、1年間の平均を算出したものです。（ただし特殊事例は除いています。）

### ◆大仙市 東部地区

#### ●田（水稻）の部

(10a当たり：円)

地 域 名	平均額	最高額	最低額	データ数	
大 曲 地 域	圃場整備内	18,500	25,000	5,000	410
	圃場整備外	15,400	25,000	5,000	422
中 仙 地 域	圃場整備内	18,600	25,000	14,000	272
	圃場整備外	16,300	24,000	9,000	389
仙 北 地 域	圃場整備内	19,100	20,000	9,000	161
	圃場整備外	17,300	20,300	9,000	206
太 田 地 域	圃場整備内	17,800	20,000	9,000	176
	圃場整備外	17,100	23,000	9,000	1,382
(参考)大仙市 東部地区平均	圃場整備内	18,500			
	圃場整備外	16,700			

### ◆大仙市 西部地区

#### ●田（水稻）の部

(10a当たり：円)

地 域 名	平均額	最高額	最低額	データ数	
神 岡 地 域	全 域	13,100	19,000	5,000	783
西 仙 北 地 域	刈 和 野	6,100	14,000	5,000	72
	土 川	9,100	24,000	5,000	260
	大 沢 郷	9,400	15,000	9,000	442
	強 首	14,100	19,000	5,000	364
協 和 地 域	荒 川	11,200	18,000	10,000	156
	峰 吉 川	8,700	19,000	5,000	37
	船 岡	9,600	15,000	5,000	60
	淀 川	13,200	20,000	5,000	149
南 外 地 域	南 檜 岡	10,700	15,000	5,000	278
	外 小 友	10,500	15,000	6,000	184
(参考) 大仙市西部地区 平均		11,400			
(参考) 大仙市 平均		15,200			6,203

※1 畑については、提供できる賃借料情報が少ないことから表記しません。

※2 (参考)の平均額は、データ数による加重平均の値です。

※3 西部地区は圃場整備の区分は設けていません。

※4 データ数とは、集計に用いた筆数です。



# 農業者年金相談コーナー

**Q** 私は現在、経営移譲年金を受給しています。

経営移譲の際は、全農地を後継者に貸付していましたが、転勤により返還されることになりました。この返還農地を、利用権設定等促進事業により農地中間管理機構へ貸し付けた場合、経営移譲年金の受給はどうなりますか。

**A** 経営移譲年金及び特例付加年金（以下、経営移譲年金等という。）を受給している方が、後継者に経営移譲及び経営継承（以下、経営移譲等という。）した農地の返還を受け、その農地を貸付ける場合、農地中間管理機構は適格な経営移譲等の相手方として位置づけられています。利用権設定等促進事業により利用権を設定する場合

は、後継者に貸していた農地の一部であっても、次の要件を満たすことにより、経営移譲年金等を引き続き受給することができます。

**※要件**

① 利用権の設定期間は10年以上であること。

② 後継者から農地の返還を受けた日から起算して1年以内に農地中間管理機構へ貸し付けすること。

※農地中間管理機構へ農地を貸付けた場合は、速やかに農協を経由して農業者年金基金へ関係書類を届出する必要があります。



**【ご注意】**

**経営移譲年金を受給されている方へ**

経営移譲年金は、後継者または第三者へ経営移譲することにより受給できる年金です。受給者の経営移譲は、実体が伴っていないければなりません。従って、次の名義人にはなれませんのでご注意ください。

※経営所得安定対策の申請者、認定農業者、人・農地プランの中心経営体、農業所得申告者、農業共済、農協、土地改良区、農作物出荷契約、作物販売代金口座等

※前記名義人のほか農業生産法人の構成員になった場合、経営移譲年金部分は支給停止となる場合があります。

詳しくは農業委員会事務局及び各分室へお問い合わせください。

**編集後記**

今年の冬は4年続いた豪雪とは違い、農業施設への雪害も無く順調に雪解けが進み、春作業が始まろうとしています。

さて、昨年は米余りによる米価の下落、米の直接支払交付金の半減などに伴い、農業経営が厳しさを増している状況にあります。今年の減反面積42%、秋には主食用米の値下がりも予想され、今後小規模農家に於いては、離農・廃農者が増え、不耕作地が広がるのではないかと思われます。

私達農業委員は先人が残した美田を守り、次世代の担い手・後継者に残す為に地域農家さんと情報を共有し、農業委員としての責務を果たしたいと考えております。今後とも農家皆様のご協力を宜しくお願い致します。

広報専門委員会副委員長

松本久明  
(大曲地域)



大仙市 農業委員会だより【第八号】

発行／大仙市農業委員会

〒019-1170-1

秋田県大仙市神宮寺字蓮沼16-3

編集／大仙市農業委員会広報専門委員会  
TEL 0187(72) 4611  
印刷／精巧堂印刷所